

排水設備指定工事店異動届（第13号様式）に必要な添付書類一覧

（令和4年10月作成）

必要書類	営業所の移転	商号・組織の変更	指定の辞退	代表者の変更	住居表示変更	電話番号変更	営業の廃止・休止・再開	使用印鑑変更	定款の変更	責任技術者の異動（退職等も含む）
商業登記簿謄本（法人） または 住民票（個人）	○	○	※1	○			※2			
定款		○							○	
使用印鑑届		○						○		
位置図・平面図	○									
写真 （営業所内全景・営業所外景）	○									
責任技術者証（写し）										○※3
責任技術者の専属を確認できる書類										○
専属責任技術者名簿										○
旧指定証	○	○	○	○	○		○			

※1 別途、辞退理由書（様式は問いません）に辞退の理由を記載の上で異動届に添付してください。

※2 別途、休止理由書、廃止理由書または再開理由書（様式は問いません）に休止、廃止の理由を記載の上で異動届に添付してください。
 なお、一度廃止手続きを取った後に再度、指定工事店として登録を受ける場合は新規登録を同じ扱いとなり、改めて新規の登録申請手続き・手数料の納付が必要となります。
 また、休止期間中は当市での排水設備の施工、指定工事店としての一切の業務を行うことはできません。休止期間中に指定期日が過ぎた場合は再開の届出の際に、更新手続き、更新手数料の納付が必要となりますのでご注意ください。

※3 専属の責任技術者が複数名所属している場合で、責任技術者の退職があっても、「1名以上の専属責任技術者の所属」という指定工事店の資格要件を欠かない場合は専属責任技術者名簿のみ提出してください。

○工事店証をき損・紛失した場合は、「排水設備工事指定工事店証再交付申請書（第5号様式）」をご提出下さい。

○営業所内全景及び営業所外景の写真については、異動届提出日前1か月以内に撮影し、写真の裏面もしくは余白に撮影日を記入してご提出してください。